

平成 27 年 5 月 28 日
住友生命保険相互会社

指名委員会等設置会社への移行について

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）は、本年 7 月 2 日に開催予定の定時総代会での承認を前提に、指名委員会等設置会社に移行する方針を決定いたしました。

当社は、昭和 49 年に社外監査役を、翌 50 年に社外取締役を導入し、社外の視点も踏まえつつ経営の適正確保を図ってまいりました。また、平成 20 年には、社外取締役が過半数を占め、委員長も社外取締役が務める「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、取締役等の指名・報酬に関する事項、内部統制システムに関する事項等、経営上の重要事項を審議することとし、経営の透明性および判断の客観性を高める態勢を構築してまいりました。

このような中、更なるコーポレートガバナンス態勢の強化を図る観点から、指名委員会等設置会社に移行することとしたものです。

1. 移行の目的

a. コーポレートガバナンスの一層の強化

指名委員会等設置会社では、業務執行の決定を取締役会から執行役に委任することが可能であり、監督と執行を分離することで、取締役会は経営の監督機能を一層発揮することができるものと考えております。

また、指名委員会等設置会社では、監査委員である取締役が取締役会における議決権を持つことになり、この点においても、経営の監督機能の更なる強化に繋がるものと考えております。

このような監督機能の強化を通じて、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

b. 経営の透明性および判断の客観性の更なる向上

指名委員会等設置会社では、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の 3 委員会を設置し、これらの委員会は社外取締役が過半数を占めることとなります。

取締役候補者の指名や、取締役および執行役の報酬等の決定、監査に関する事項等の経営上の重要事項についてはこれらの委員会において決定されることになりますので、こうした枠組みを通じて経営の透明性および判断の客観性の更なる向上に努めてまいります。

c. 意思決定の迅速化

従来、重要な業務執行の決定は取締役会において行うことが必要とされておりましたが、業務執行の決定を執行役に委任することにより、迅速・果斷な意思決定の実現を図ることで、現行にも増して経営のスピードアップを図り、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

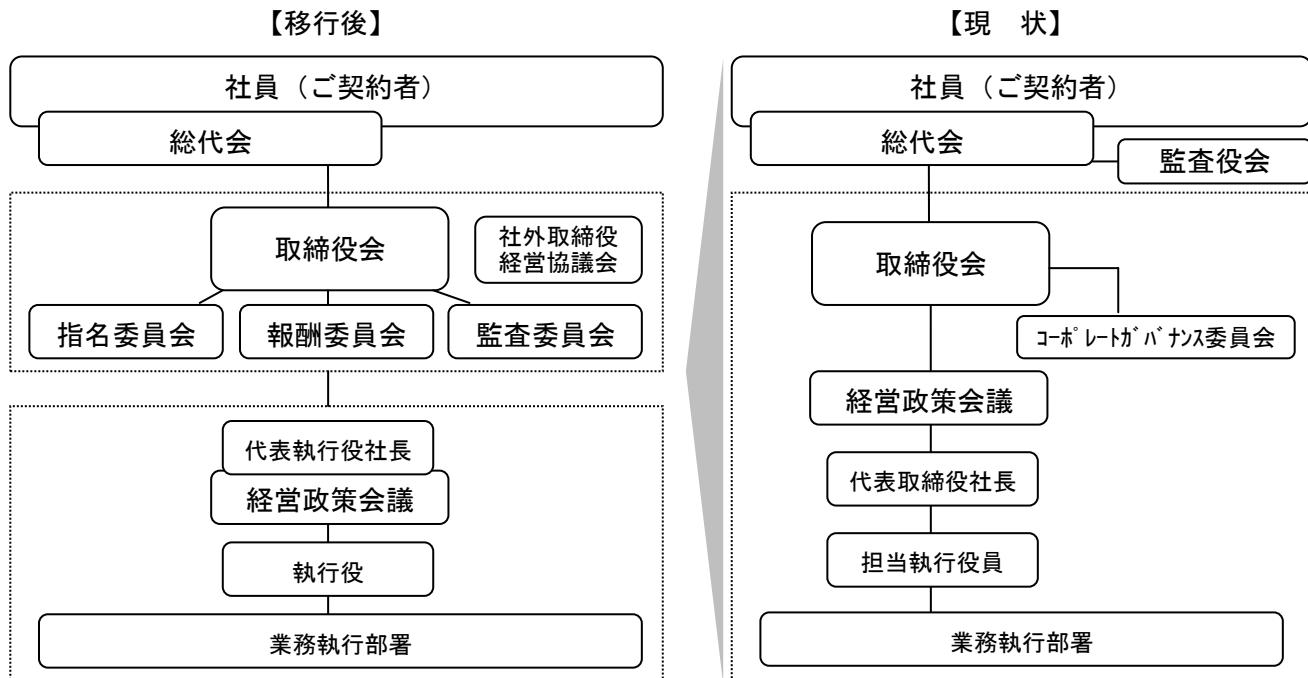
2. 社外取締役経営協議会の設置

指名委員会等設置会社への移行とあわせ、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置いたします。

社外取締役経営協議会は、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスに関する事項等、経営上の重要事項について、社外取締役同士あるいは社外取締役と経営トップとの意見交換や認識の共有化を図ることを目的として設置するものです。

社外取締役経営協議会での意見交換等を通じて、社外の視点を従前にも増して経営に反映していくこととしております。

【参考】体制図



3. その他

指名委員会等設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「役員人事」をご参照ください。

以上